

# 畜産とくつく情報

平成 16 年 3 月 5 日  
(通算 第 53 号)  
問い合わせ先  
長野県庁畜産課  
電話: 026-235-7232

## < 高病原性鳥インフルエンザ情報 >

### 養鶏農家の皆さん、愛玩鶏・鳥を飼育されている皆さんへ 全国一斉消毒に御協力ください

高病原性鳥インフルエンザが、山口県、大分県、京都府の3府県で発生し、国内どこでも発生するおそれが高まっていることから、まん延防止に一層の取り組みが必要です。

本病は一般に、感染した鳥類又は本病のウイルスに汚染された排泄物、粉塵、人、車輛などから感染するため、一斉消毒をお願いすることになりました。

愛玩鶏やペットとして屋外で鳥を飼育されている皆さんの協力もお願いします。

### 防疫対策のチェックポイント



鳥インフルエンザウイルスは一般的な消毒薬で消毒できます。(対象物に応じ、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、蒸気等)

## 鶏を1,000羽以上飼っている農家の皆さんへ ～ 死亡羽数などの定期報告をお願いすることになりました ～

今年に入り、山口県、大分県、京都府において、家畜伝染病に指定されている高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。特に、京都府の事例においては、飼養者の異常鶏発見時の通報の遅れから、感染を拡大させた可能性があり大きな問題となっています。

このため、規模の大きな養鶏農家さんに対して、**家畜伝染病予防法に基づく、定期的な報告をお願いし、早期発見へのご協力をいただくことになりました。**

対象農家：鶏を1,000羽以上飼養している方

実施時期：3月第2週分からお願いします。

報告方法：月曜日から日曜日の1週間分を、翌水曜日午前中に、家畜保健衛生所へFAX等で報告してください。なお、異常鶏を認めた場合は、**ただちに家畜保健衛生所へ連絡をお願いします。**

報告様式：次のとおりです。用紙は家畜保健衛生所からお配りします。

### 家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求命令に対する報告

#### 農場（ 月第 週分報告 ）

	内 容	備 考
飼養羽数	羽	
死亡羽数	羽	
鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無	あり なし (いずれかに )	(「あり」の場合はその態様)

注1 飼養羽数の備考の欄には、健康状態についての特記事項を記載すること。

2 死亡羽数の備考の欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢や発生鶏舎によって死亡の状況が異なるか等についての特記事項を記載すること。

お問い合わせは、最寄りの家畜保健衛生所又は畜産課へお願いします。

家畜保健衛生所名	電話番号	FAX番号	E - M a i l	担当者
佐久家畜保健衛生所	0267-62-4123	0267-63-3002	sakukachiku@pref.nagano.jp	平沢久史
上田支所	0268-23-1260	0268-25-7160	sakukachiku-ueda@pref.nagano.jp	金井義宏
伊那家畜保健衛生所	0265-72-2782	0265-72-2765	inakachiku@pref.nagano.jp	小室徳宏
飯田家畜保健衛生所	0265-53-0439	0265-53-0441	iidakachiku@pref.nagano.jp	伊東 光
松本家畜保健衛生所	0263-47-3223	0263-47-0101	matsukachiku@pref.nagano.jp	小林和夫
長野家畜保健衛生所	026-226-3659	026-227-2665	nagakachiku@pref.nagano.jp	斉藤富士雄
長野県農政部畜産課衛生係	026-235-7236 (直通)	026-232-0764	tikusan@pref.nagano.jp	金井信樹

(衛生係)